

京都市教育長告示第15号

京都市総合教育センター条例第4条ただし書の規定に基づき、次のとおり京都市総合教育センターの開所時間を臨時に変更します。

平成29年2月13日

京都市教育長 在田正秀

開所時間を変更する日	変更後の開所時間
平成29年4月6日（木）から平成30年3月29日（木）までの木曜日及び平成30年1月15日（月）から平成30年3月26日（月）までの月曜日	午前9時から午後5時15分まで

(総合教育センター研修課)